

【資料－１】

岩手県多面的機能支払制度推進委員会設置要領（改正案）

（趣 旨）

第1 多面的機能支払制度（以下「**制度**」という。）の実効性を検証し、その結果を翌年度以降の取組みに反映させるため、**岩手県多面的機能支払制度推進委員会**（以下「委員会」という。）を設置する。

（所 掌）

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) **制度**の実効性について調査審議すること
- (2) 活動組織の取組みについて評価及び指導、助言すること

（組 織）

第3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから農林水産部長が委嘱する。

- (1) 政策等の評価に関する学識を有する者
- (2) 農業・農村政策に関する学識を有する者
- (3) 地域活動に関する学識を有する者

3 委員の任期は、平成28年度末までとする。

4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（委員長）

第4 委員会に委員長をおき、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第5 委員会は農林水産部長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶 務）

第6 委員会の庶務は、農林水産部農村建設課において処理する。

（補 則）

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年〇月〇日から施行する。

岩手県農地・水・環境保全向上対策検討委員会設置要領一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣 旨)</p> <p>第1 農地・水・環境保全向上対策及び多面的機能支払制度（以下「対策」という。）の実効性を検証し、その結果を翌年度以降の取組みに反映させるため、岩手県 農地・水・環境保全向上対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所 掌)</p> <p>第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 対策の実効性について調査審議すること</p> <p>(2) 活動組織の取組みについて評価及び指導、助言すること</p> <p>(組 織)</p> <p>第3 [略]</p> <p>(委員長)</p> <p>第4 [略]</p> <p>(会 議)</p> <p>第5 [略]</p> <p>(庶 務)</p> <p>第6 [略]</p> <p>(補 則)</p> <p>第7 [略]</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1 多面的機能支払制度（以下「対策」という。）の実効性を検証し、その結果を翌年度以降の取組みに反映させるため、岩手県多面的機能支払制度推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所 掌)</p> <p>第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 制度の実効性について調査審議すること</p> <p>(2) 活動組織の取組みについて評価及び指導、助言すること</p> <p>(組 織)</p> <p>第3 [略]</p> <p>(委員長)</p> <p>第4 [略]</p> <p>(会 議)</p> <p>第5 [略]</p> <p>(庶 務)</p> <p>第6 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第7 [略]</p>
<p>[改正理由]</p> <p>○ 平成27年度から多面的機能支払が法律に基づく制度となったことに伴う所要の整理。</p>	